

令和5年4月6日

保護者の皆様へ

二宮町教育委員会教育長
(公印省略)

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

日頃より、当町の学校保健の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、マスクの着用については、国のマスク着用の考え方の見直しにより、令和5年3月13日から個人の判断に委ねられましたが、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは、4月1日から適用されることとされてきました。

この度、令和5年3月17日付の文部科学省通知及び文部科学省が示している【学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」(2023.4.1 Ver. 9)】（以下「衛生マニュアル」）等に則し、4月1日以降は、「学校教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」こととします。

なお、様々な事情により引き続きマスクの着用を希望する場合などがあることから、マスクの着脱については、児童生徒や保護者の皆様に主体的に判断していただきますが、学校においても、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないように指導してまいります。

学校では、4月以降も『三つの密（密閉・密集・密接）』の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等、基本的な感染対策を講じながら、衛生管理マニュアル等を参照して、教育活動を実施してまいります。

また、4月以降も検温及び健康観察をご家庭で実施していただき、登校時には学校から配布されている健康観察票を持参※していただくようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の取扱いは継続します。

これらの対応については、今後の国や県からの通知によって変更することがありますので、その際は、改めてお知らせいたします。

※二宮西中学校では、登校時の健康観察をGoogleフォームで行っていますので「健康観察票」は配布していません。登校前に検温及び健康観察をご家庭で実施していただき、登校が可能な体調か否かの確認をお願いします。

問合せ先：教育部教育総務課
電話 75-9261（直通）